

第 6 回 国立研究開発法人審議会	資料 1－2
令和 6 年 9 月 4 日	

国立健康危機管理研究機構評価準備部会の設置について

1 設置の主旨

令和 5 年 5 月に成立した国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号。以下「法」という。）において、

- ① 厚生労働大臣は、健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発に関する審議会（以下「研究開発審議会」という。）の意見聴取を行った上で、中期目標（6 年間）を定め、国立健康危機管理研究機構（以下「新機構」という。）は中期目標に基づき中期計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける（法第 27 条・第 28 条）
- ② 厚生労働大臣は、毎事業年度の終了後、新機構の業務の実績評価を行う。その際、研究開発審議会の意見を聴くとともに、中期目標期間における業務の実績見込みに関する評価を行ったときは、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に評価結果を通知しなければならない（法第 30 条）
- ③ 厚生労働大臣は、新機構の最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても健康・医療戦略推進本部、独立行政法人評価制度委員会及び研究開発審議会の意見を聴くこと並びに財務大臣との協議を行うことができる（法附則第 4 条）

こととされ、国立健康危機管理研究機構法施行令（令和 6 年政令第 266 号。以下「施行令」という。）において、研究開発審議会は「国立研究開発法人等審議会」（※）とすることとした（法の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）に施行）。

これを受けて、法の施行の日以後に国立研究開発法人等審議会に「国立健康危機管理研究機構評価部会」を新設することを念頭に、法附則第 4 条の規定に基づく準備行為として、国立研究開発法人審議会に同部会の準備部会（国立健康危機管理研究機構評価準備部会。以下「本準備部会」という。）を設置するものである。

※ 施行令附則において、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）及び厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成 27 年政令第 194 号）を改正し、現行の国立研究開発審議会の名称、所掌事務等を変更。

2 部会の検討事項

※ 令和7年4月の「国立健康危機管理研究機構評価部会」に移行後の検討事項。本準備部会においては、法附則第4条の規定による最初の中期目標に関する意見を検討事項とする。

- ① 新機構中期目標に関する意見
- ② 新機構中期計画に関する意見
- ③ 各事業年度における業務の実績の評価に関する意見
- ④ 新機構中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績の評価に関する意見
- ⑤ 新機構中期目標期間における業務実績の評価に関する意見
- ⑥ 新機構中期目標期間の終了時の検討に関する意見

3 部会の構成

医学、公衆衛生学、法律、会計等の専門家及び公益団体の代表等を委員として参集する（おおむね6名程度の委員を予定）。

4 その他

本準備部会における意見聴取は、法附則第4条の規定に基づく準備行為として行うものであり、令和7年4月の法の施行に伴い「国立健康危機管理研究機構評価部会」に移行する。